



2022年5月13日

各 位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役社長 内山 高一
(コード番号 6406)
問合せ先責任者 取締役専務執行役員財務本部長 土畠 雅志
(TEL 072-622-8151)

定款の一部変更および補欠監査役の選任に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款一部変更及び補欠監査役の選任に関し、2022年6月23日開催予定の第75期定時株主総会において承認を受けることを前提として、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 取締役会の招集および議長に関する規定（現行定款第22条）

独立・客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、あらかじめ取締役会が定める取締役が取締役会を招集し、当該取締役を議長とするものです。

② 補欠監査役に関する規定（現行定款第28条・第29条）

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任し、また、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

なお、補欠監査役の選任については、監査役会の同意を得ています。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙①②「定款の変更内容」のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年6月23日（木）

定款変更の効力発生日 2022年6月23日（木）

2. 補欠監査役の選任

上記1.(1)(2)の定款の一部変更に伴い、次のとおり補欠監査役を選任するものであります。

候補者氏名 略歴

伊垣 武治 1986年4月 当社 入社

1963年3月11日生 2007年9月 当社財務本部 資金部 課長

2009年10月 当社財務本部 資金部長

2020年10月 当社理事 財務本部 資金部長（現任）

2021年4月 当社子会社 上海富士達電梯研發有限公司 監事（現任）

（注）候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

【別紙①】

定款（取締役会の招集および議長に関する規定）の変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は<u>社長がこれを招集し、社長に事故あるときは他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずにこれを開くことができる。</p>	<p>第22条（取締役会の招集および議長）</p> <p>取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② 前項に定める取締役に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずにこれを開くことができる。</p>

(注) 上記の取締役会の招集および議長に係る定款変更に伴い、取締役会の招集権者および議長は次のとおり選任の予定です。

取締役（社外取締役） 山添 茂

【別紙②】

定款（補欠監査役に関する規定）の変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 28 条（監査役の選任方法）</p> <p>当会社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 28 条（監査役の選任）</p> <p>当会社の監査役は株主総会で選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第29条（監査役の任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p>	<p>第29条（監査役の任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>